大阪人材確保推進会議設置要綱の一部を次のように改正する。

資料２

| **現行** | **改正案** |
| --- | --- |
| **大阪人材確保推進会議設置要綱**  （趣旨）  第１条　人材確保を必要とする業界及び当該業界の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップと雇用促進を目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。  （所管業務）  第２条　会議は、次の事項を所管する。  (1)　業界等のイメージアップに関する事項  (2)　業界等の雇用促進に関する事項  (3)　その他、上記に付随する事項  （略）  （会議）  第６条　会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。  （略）  （別表）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 業界団体、行政機関  （50音順） | 分科会 | | | | 製造業 | 運輸業 | 建設業 | | 公益社団法人大阪工業協会 | ○ |  |  | | 大阪府ものづくり振興協会 | ○ |  |  | |  |  |  |  | | 一般社団法人大阪府トラック協会 |  | ○ |  | | 一般社団法人大阪建設業協会 |  |  | ○ | | 大阪住宅安全衛生協議会 |  |  | ○ | | 一般社団法人大阪府建団連 |  |  | ○ | | （略） | | | |  |  | | --- | | 協力機関等　　　　　　　　　　　　　　　　　　（50音順） | | （中略） | | 株式会社りそなホールディングス |   （附　則）  この要綱は、平成２８年１２月８日から施行する。 | **大阪人材確保推進会議設置要綱**  （趣旨）  第１条　人材確保を必要とする業界及び当該業界の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップや雇用促進などを目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。  （所管業務）  第２条　会議は、次の事項を所管する。  (1)　業界等のイメージアップに関する事項  (2)　業界等の雇用促進に関する事項  (3)　業界等の生産性の向上に関する事項  (4)　業界等の健康経営に関する事項  (5)　その他、上記に付随する事項  （略）  （会議）  第６条　会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。  ２　座長は、緊急を要する事項又は軽微な事項については、書面又は持ち回りの方法により、会議を開催することができる。  （略）  （別表）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 業界団体、行政機関  （50音順） | 分科会 | | | | 製造業 | 運輸業 | 建設業 | | 公益社団法人大阪工業協会 | ○ |  |  | | 大阪府ものづくり振興協会 | ○ |  |  | | 一般社団法人大阪バス協会 |  | ○ |  | | 一般社団法人大阪府トラック協会 |  | ○ |  | | 一般社団法人大阪建設業協会 |  |  | ○ | | 大阪住宅安全衛生協議会 |  |  | ○ | | 一般社団法人大阪電業協会 |  |  | ○ | | 一般社団法人大阪府建団連 |  |  | ○ | | （略） | | | |  |  | | --- | | 協力機関等　　　　　　　　　　　　　　　　　　（50音順） | | （中略） | | 株式会社近畿大阪銀行 | | 株式会社りそな銀行 |   （附　則）  この要綱は、平成２８年１２月８日から施行する。  この要綱は、平成３０年５月　日から施行する。 |